

目次

- 一、 震災被害者ニ對スル租税ノ减免並徴收猶豫ニ關スル
緊急勅令發布ノ件説明
- 二、 震災被害者ノ租税减免猶豫ニ關スル施行勅令説明
- 三、 震災被害者ノ租税徴收猶豫ニ關スル大藏省令説明
- 四、 震災被害者ニ對スル租税ノ减免猶豫ニ關スル質疑
問答
- 五、 濃尾震災ニ於ケル震災地方租税特別處分法
- 六、 濃尾震災ニ於ケル震災地方租税特別處分法施行方
心得

震災被害者ニ對スル租税ノ減免
並ニ徴收猶豫ニ關スル緊急勅令
發布ノ件説明

今回ノ震災並ニ火災ハ有史以來未曾有ノ慘害ニシテ
政府ハ全カヲ傾注シテ被害者ノ救済ニ努力シ着々其
ノ効果ヲ擧ケツ、アル所アルカ其ノ被害者中ニハ國
税納税者頗ル多数ニ上レリ此等被害者ニ對シ通常ノ
法規ニ依リテ國税ノ賦課徴收ヲ爲スハ現下ノ事情ニ
適セサルモノアルカ故ニ緊急勅令ニ依リ租税ヲ免除
又ハ輕減シ若ハ其ノ徴收ヲ猶豫スルコトトセリ蓋シ

今回ノ如キ未曾有ノ災害ニ^當租税ヲ減免猶豫スルコト
ハ公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ必要アリト認メテ
ルニヨル第三種所得税營業税ハ其ノ年分所得又ハ營
業ノ収益ニ對シ課税スルモノナルカ今回ノ非常ナル
災害ノ爲ニ所得又ハ収益ノ源泉トナルヘキ財産ヲ減
減シ租税ヲ納付スルノ力ヲ失ヒ又ハ之ヲ減少シタル
モノ多数ニ上ルヲ以テ大正十二年分ニ付テハ各納税
者ノ被害ノ狀況ニ應シ之ヲ免除又ハ輕減セントス
被害並免除輕減ノ程度並ニ其ノ手續方法等ハ命令ニ

ヨリテ詳細ニ之ヲ規定シタリ震災地域ニ於テ大正十
二年度ニ納付スヘキ地租所得税營業税相續税ハ被害
ノ有無ニ拘ス之カ徴收ヲ猶豫スルコトヲ得ルコトト
セリ即チ大正十二年度被害者ノ第三種所得税營業税
ハ第一條ノ規定ニヨリテ被害狀況ニ依リ結局ハ免除
又ハ輕減セララルヘキニ所得税第一期ハ九月營業税第
二期ハ十一月ナルカ故ニ其ノ納期迄ニ調査ヲ完了ス
ルコト能ハサルノミナラス一面金融ニ梗塞セルカ故
ニ應急ノ措置トシテ其ノ徴收ヲ猶豫スルノ必要アリ

ト認メタリ地租相續税ニ付テ之亦同様ノ趣旨ニ依ル
而シテ震災地ノ區域ニ關スル詳細ノ規定ハ之ヲ勅令
ニ譲リタリ

以上ノ諸税ハ緊急止ムヲ得サルモノトシテ本勅令ニ
ヨリ差シ當リ輕減免除及徴收猶豫セラルルコトヲ得
ルモノナルカ本勅令ニ規定ナキ租税中ニモ酒税醬酒
税ノ如キ税法ノ直接ノ規定ニヨリ當然輕減免除及徴
收猶豫スルコトヲ得ルモノアリ此等ノ諸税ヲ除キ其
ノ他ノモノニ對シテモ政府ニ於テ尚減免又ハ徴收猶

豫ノ必要アリト認ムルモノナキニアラス此ノ點ニ付
テハ別ニ法律案トシテ次ノ議會ニ提出スヘキ見込ナ
リ

震災被害者ノ租税減免猶豫ニ關スル
施行勅令説明

曩ニ今回ノ大震災ニ因ル被害者ニ對シ國税ノ減免及
徴收猶豫ニ關スル緊急勅令ヲ發布セシカ之カ施行ニ
關シ本日勅令ヲ公布セリ今其ノ要點ヲ列記スレハ次
ノ如シ

徴收猶豫ト區域ト方法 徴收猶豫ハ一定ノ地域ヲ限
ツテ其ノ地域内ノ納税者ノ總テニ對シ之ヲ爲スモノ
トス地域ヲ定ムルニ付テハ被害ノ状況金融ノ關係其

ノ他市町村ノ事務ノ現況等ヲ調査シ左ノ如ク決定セ

東京府 (西多摩郡、小笠原島ヲ除ク)

神奈川縣

埼玉縣 (秩父郡、兒玉郡、大里郡ヲ除ク)

千葉縣 (千葉市、千葉郡、市原郡、東葛飾郡、君津郡

安房郡

山梨縣 中巨摩郡、花輪村、東八代郡、富士見町、南巨摩

郡、鵜澤町、南都留郡、明見村、中野村、忍野村

静岡縣 沼津市、田方郡、駿東郡、賀茂郡

徴收猶豫ノ方法及其ノ期限ハ各地方ノ被害ノ狀況減

免稅ノ關係等ニ依テ一樣ニ決定スルコトヲ得サルモ

死ツ差シ當リ右ノ地域内ニ於ケル納稅者ノ納付スヘ

キ地租、第一種所得稅、第三種所得稅、營業稅、相續稅ニ付

テハ總テ之ヲ十月三十一日迄猶豫シ置キ而シテ右ノ

地域内ニアリテ之被害ノ全悉ナキ者又ハ比較的輕微

ナル地方ニ於テハ其ノ期間カ經過シタルトキハ適當

ナル時期ヨリ徴收ヲ開始シ被害重クシテ減免稅ヲ受

クヘキモノニ付テハ其ノ減免税ノ決定ヲ了スル迄
收セサルコトトシテ而シテ徴收猶豫ニ付テノ細則ハ
種々複雑ナル關係ヲ生スルヲ以テ追テ大藏省令等ヲ
以テ規定スルコトトシ先ツ取り敢ヘス十月末日迄ハ全
部ノ徴收ヲ猶豫スルコトトセリ
所得税ノ減免 徴收猶豫ハ一定ノ地域内ノ納税者ニ
對シテノミ之ヲ爲スモノナルカ減免税ニ在リテハ納
税者ノ住居所ノ如何ヲ問ハス苟モ今回ノ震災ニ依リ
財産ガ滅失シ又ハ毀損スル等ノ損害ヲ受ケタル者ニ

對シテハ皆一樣ニ其ノ所得ノ多寡損害ノ程度ニ依リ
夫々恩典ニ浴スルコトヲ得クシメ而シテ其ノ減免税
ノ大體方針ハ
①自己ノ住宅又ハ家財ノ過半ヲ失ヒ生活ノ安居ヲ脅
サレタルモノニハ其ノ者カ所得年額一萬圓以下ノ
場合ニ於テハ其ノ所得税ノ全部ヲ免除シ一萬圓以
上ノ所得者ナル場合ニ於テハ其ノ總所得額ノ中ノ
一萬圓ハ全部免税其ノ次ノ一萬圓ハ八割ノ免税ト
各階級ニ應シテ相當ノ減税ヲ爲シ又住宅家財ノ過

半ヲ減失又ハ毀損コサル者ニ在リテモ其ノ所得ノ
多寡及損害ノ程度ニ從ツテ五割乃至一割ノ減税ヲ
爲スコトトセリ

四) 所得ノ基因タル財産カ減失又ハ毀損シタルカ爲損
害ヲ受ケタル場合例ヘバ貸家所得者カ其ノ貸家ヲ
失ヒ營業者カ其ノ製造場又ハ商品ヲ燒失シタル場
合ハ其ノ損害金額ヲ見積リ所得金額ヨリ控除ス

ハ) 震災ニ因リ財産ヲ失ヒ前ノ(四)ニ該當スル被害者
カ震災ノ影響ニ因リ營業不能トナリ又ハ職業ヲ失

ヒ九月以降其ノ收入ノ途カ絶シタルカ如キ者ニ
付テハ九月ヨリ十二月迄ノ收入ノ減少見積額即所
得年額ノ三分ノ一(四ヶ月分)ヲ所得金額中ヨリ控除
ス

右ノ如ク燒失シタル商品ノ價格ヲ控除シ或ハ九月以
降ノ收入ノ減少額ヲ控除スルコトハ或ル人ニ付テハ
所得税法上當然ノコトナルカ所得ノ基因タル固定財
産ノ損害金額ヲ全部控除シ或ハ所得ニ關係ナキ住宅
家財ニ付キ多額ノ斟酌ヲ爲シ其ノ過半ヲ失ヒシ者カ

一萬圓以下ノ納税者ナルトキハ所得税ノ全部ヲ免除
スルコトハ通常ノ所得税算定ノ方法ニ於テ破天荒
ノ例外ニシテ政府ハ其ノ歳入ニ非常ナル減少ヲ來ス
コトヲ顧慮セス出來得ル限り寛大ナル方針ヲ採リ之
ニ依リ納税者ノ苦痛ヲ緩和シ災害地復舊ヲ速カナラ
シムトスルモノニシテ東京市横濱市中燒失區域ノ
如キハ大多數ノ納税者カ急遽ノ恩典ニ浴シ得ヘキ見
込ナリ

營業税ノ減免

營業税モ亦所得税ト同シク震災被害

者ニ對シテハ其ノ住居カ震災地域内ニ在ラサル場合
ト雖減免ヲ受ケ得ルコトトセリ其ノ減免税ノ要領ハ
(1) 營業用建物機械器具等ノ固定資本ノ大部分ヲ失ヒ
又ハ商品原料品ノ大部分ヲ失ヒシ者ニ在テハ十一
月ニ納期ノ開始スヘキ第二期介ノ納税ハ之ヲ全部
免除スルコト

(2) 震災被害者ノ營業利益計算ニ方リ震災ニ因リ減失
又ハ毀損シタル自己所有ノ家屋其ノ他ノ築造物船
舶機器具等ノ損害見積金額ヲ經費ト看做シ其ノ結

果利益カ無クナリタル場合ハ營業稅ノ全部ヲ免除
シ其ノ利益カ減少シタル場合ニハ減稅スルコト
右ノ(四)ニ依テ營業ノ利益カナクナリ又ハ減少シタル
場合ニ免稅シ或ハ減稅スルコトハ此ノ勅令ニ關係ナ
ク本年改正セラレシ營業稅法第二十九條ノ規定ニ依
テ減免ヲ受ケ得ルモノナルカ營業利益ヲ計算スル場
合ニ於テ通常ナラハ控除スヘカラザル營業用ノ建物
機械器具等ノ損害見積金額ヲ控除スルコトハ今回ノ
勅令ニ依テ定メラレタル例外ニシテ之モ亦所得稅ト

同シク前古未曾有ノ大震災ニ對應スル特別ノ恩典ト
云フヘキナリ

徵收猶豫ニ關スル大藏省令説明

租税減免猶豫ニ關スル緊急勅令ノ施行規定タル勅令
第四百三十三號ニ於テハ震災地ニ於テ納付スル地
租所得税營業税相續税ニシテ大正十二年十月三十一
日迄ニ納期ノ來ルモノノ全部ヲ一般的ニ猶豫ニ其ノ
納期限ハ十一月一日以後ニ於テ大藏大臣之ヲ定ムル
コトトシ又十一月一日以後ニ來ル納期ノ分ニ於テハ
其ノ猶豫方法ヲ全部大藏大臣ニ委任シタリ此ノ省令
ハ制度ノ目的ハ右十月三十一日迄ニ納期ノ來リタル
分ノ徵收期限ヲ定メ又十一月一日以後ニ納期ノ來ル
分ノ猶豫方法ヲ定メントスルニ下リ
勅令第四百三十三號ニ於テ震災地全部ニ亘リ一般的
ニ猶豫ニタルハ震災ノ當時ニ於テハ納税者各個人ノ

金策困難ナリシノミナラス一般金融ノ關係其ノ他國
稅事務ヲ取扱フ市町村ノ事務ノ現況等ヲ考慮シタルト
尚各個人ノ被害ノ狀況等ヲ調査シ猶豫ノ要否ヲ甄別
スルノ遑ナカリシニ依ル然ルニ其ノ後經濟界モ亦人
心モ漸次安定スルニ至リ最早一般的ニ猶豫シ置クノ
必要ヲ認めサルニ至リシノミナラス被害ノ調査モ可
能ナルニ至リタルヲ以テ一般的ノ猶豫ヲ打切り震災
ニ因リ損害ヲ受ケタル者ニ限り猶豫スルコト又一般
的ニ猶豫スル場合ニ於テハ納稅者ノ申請ヲ必要トセ
サルモ損害ヲ受ケタル者ニ限り猶豫スル場合ニ於テ
ハ納稅者ノ申請ニ依ルヲ可トスルノミナラス元來徴
收猶豫ハ必スシモ納稅者全部カ之ヲ希望スルモノト
云フヘカラス猶豫セラレタル結果各種ノ租稅カ一時

ニ輻輳シ反テ納稅上困難ヲ感スル場合ナキニテラサ
ルヲ以テ申請ニ依ルヲ原則トシ燒失區域ニ於ケル被
害者ノ如キ震災ニ因ル被害ノ事實カ顯著ナルモノニ
依テモ申請ヲ爲ササレハ猶豫セサルカ如キハ酷ニ失
スルカ故ニ斯ノ如キモノニ依テハ例外的ニ申請ナキ
モ猶豫スルコト
以上ノ趣旨ニ因リ十月三十一日迄ニ納期ノ來リタル
分ニシテ最ニ勅令ニ依リ一般的ニ猶豫シタルモノノ
内震災ニ因ル被害者ニ在ラサル者ノ納付スル租稅ニ
依テハ全部其ノ納期ヲ定メ第三種所得稅第一期分
九月納付スヘキ分ハ大正十三年五月三十一日其ノ
他ノ諸稅ハ大正十二年十二月二十日限り納付セシメ
十一月一日以降ニ納期ノ來ル分ニ依テハ猶豫ヲ爲サ

ス夫々既定ノ納期ニ於テ徵收スルコトトシ、震災被害
者ニ對シテハ曩ニ勅令ニ依リ一般的ニ猶豫シタル十
月三十一日迄ニ納期ノ來リタル分並ニ十一月一日以
降ニ納期ノ來ル分トモ夫々被害ノ狀況ニ應シ猶豫シ
且ツ其ノ納期ヲ定メタリ
猶豫シタル租税ノ納期ニ付テハ他ノ租税ノ納期ト成
ルヘク重複セサル様又市町村ノ財政狀況等ヲモ考慮
ニ入レ得ル様適當ナル措置ヲ取ル爲メ機械的ニ一定
スルコトヲ避ケ大体ノ基準ノニ示シ稅務署長ノ裁
量ニ一任スルコトトセリ
以上ハ震災地ニ於テ大正十二年度ニ納付スヘキ租税
ニ付テ規定シタルモノナルカ大正十三年度以降ニ保
ル分ニ付テモ大正十二年度ニ納付スヘキ租税トノ權

衡上其ノ徵收ヲ猶豫スルノ要アルモノアルモ之等ハ
目下調査中ニシテ成案ヲ得タル上ハ通常議會ニ提案
ノ見込ナリ

土地租

今各税ニツキ要點ヲ列記スレハ次ノ如シ

- 一、震災ニ因リ自己ノ住宅ノ過半カ滅失シ又ハ其ノ用
ヲ爲ササルニ至リタルモノノ所有スル土地ニ對ス
ル大正十二年分地租ニシテ震災地ニ於テ納付スヘ
キモノニ付テハ其ノ土地ノ被害ノ有無ヲ問ハズ納
稅義務者ノ申請ニ依リ其ノ徵收ヲ猶豫スルコト
- 二、荒地又ハ收穫皆無地トナラサルモ震災ニ因リ著シ
ク收穫ノ減損スルニ至リタル田畑ニ對スル大正十
二年分地租ニ付テハ其ノ納稅義務者カ震災被害者

タルト否ト又震災地域内ニ居住スルト否トヲ問ハ
ス其ノ申請ニ依リ之カ徴收ヲ猶豫スルコト
三震災ニ因ル被害激甚ニシテ別ニ指定スル市區町村
内ノ宅地ニ在スル大正十二年分地租ニ付テハ其ノ
納税義務者カ震災被害者タルト否ト又震災地域内
ニ居住スルト否トヲ問ハス其ノ申請ニ依リ之カ徴
收ヲ猶豫スルコト但シ此ノ場合ニ於テハ納税義務
者ノ申請ナキトキト雖猶豫スルコトヲ得
四以上ニ依リ徴收ヲ猶豫セラレタル土地ニ在スル地
租ノ納期限ハ大正十三年六月一日ヨリ同年十二月
十五日迄トスルコト
五地租徴收ノ元帳タル地租不寄帳カ震災ニ因リ減失
シタル市區町村ニ於ケル大正十二年分地租ハ地租

名寄帳改調後一年以内ニ於テ徴收スルコト
口所得税

一震災被害者ノ大正十二年八月三十一日迄ニ終了シ
ル事業年度ノ所得ニ在スル所得税ニ付テハ納税義務
者ノ申請ニ依リ其ノ法人ノ被害ノ状況ニ應ジ五
年以内ノ延納ヲ許可スルコト
二震災被害者ノ大正十二年分第三種所得税ニ付テハ
納税義務者ノ申請ニ依リ其ノ徴收ヲ猶豫シ大正十
三年五月一日ヨリ大正十四年二月二十八日迄ニ之
ヲ徴收スルコト但シ被害事實ノ顯著ナル者ニシテ
所得税ノ減免ヲ受クヘキコト明カナルモノニ付テ
ハ納税義務者ノ申請ナキ場合ニ於テモ猶豫スルコ
トヲ得

三 震災ニ因リ所得金額ノ不明ト爲リタル者ノ第三種
所得税ニ付テハ大正十三年十月一日ヨリ大正十四
年七月三十一日迄ニ於テ徴收スルコト

營業税

一 震災被害者ノ營業税ニ付テハ納税義務者ノ申請ニ
依リ其ノ徴收ヲ猶豫シ大正十三年三月三十一日限
之ヲ徴收スルコト

二 震災ニ依リ課税標準ノ不明ト爲リタル者ノ營業税
ニ付テハ大正十三年五月三十一日限り之ヲ徴收ス
ルコト

三 相續税

大正十二年八月三十一日迄ニ開始シタル相續ニ付
スル相續税ニ付テハ納税義務者ノ申請ニ依リ其ノ

税金額ノ多寡ヲ問ハズ本令ニ依リ續テ被害ノ状況
ニ應シ五年以内ノ延納ヲ許可シ其ノ税金額百円以
上ノモノト虽本令ニ依リ延納ヲ求ムル場合ニ於テ
ハ担保ノ提供ヲ要セサルコト又延納年賦金ノ大正
十二年度分年割ニ付テハ五年以上ノ延納ヲ許可ス
ルコト

秘

震災被害者ニ對スル租税ノ減免猶豫ニ關スル質疑問答

第一

一般的事項

目次

一 震災被害者ニ對スル租稅減免並ニ猶豫ニ關スル先

例

二 租稅ノ減免並ニ猶豫ヲ地租所得稅營業稅相續稅ニ
限リタル理由

三 大正十三年度以降ノ租稅ニ對スル減免稅又ハ猶豫
ノ方針

四 免除又ハ輕減スヘキ租稅ノ種類ヲ第三種所得稅及
營業稅ニ限リタル理由

五 震災被害者ノ範圍

六 九月一日ノ震災及損害ヲ受ケタル者ノ範圍

七 大正十三年以降ニ於ケル震災地ノ稅務執行方針
八 復興事業ニ特別ニ貢獻ヲ爲ス事業ト所得稅又ハ營業稅ノ減免

第二 第一種所得稅

九 震災損害金ヲ資産勘定ニ据置ク會社ノ配當所得課稅
一〇 第一種所得稅ハ年賦延納ヲ許スヤ

第三 第三種所得稅

一 自己所有ニ係ル其ノ住宅ノ意義
二 家財ノ意義

一三 住宅又ハ家財ノ過半ノ意義
一四 施行勅令第三條ノ前條ニ該當セサル者ノ意義
一五 所得ニ基因タル物件ノ意義
一六 商品原料品等ハ自己ノ占有スルモノニ限ルヤ
一七 損害見積金額ノ算出方法
一八 甲、乙、丙ノ區分ト其ノ標準
一九 甲、乙、丙ノ負擔輕減割合ノ實例
二〇 住宅ト家財ノ損害割合ヲ異ニスル場合ノ甲、乙、丙ノ適用ハ如何ニスルヤ
二一 收入ノ大部分ノ意義
二二 選擇ヲ爲ササル者ト控除金額
二三 減損更訂ヨリ減免ノ規定ヲ適用スル方利益ナル場合ノ減免稅

- 二四 所得金額又ハ課税標準ノ不明ト調査委員會
- 二五 所得税又ハ營業税ノ免除ト調査委員ノ資格
- 二六 所得金額一萬圓以下ノ人員ト總人員ニ對スル割合
- 二七 所得金額ノ不明トナリタル人員

第四 營業税

- 二八 營業ノ用ニ供スル家屋其ノ他ノ意義
- 二九 全部又ハ大部分ノ計算方法
- 三〇 營業税ノ免除ニ付キ商品及原料品ノ損害ヲ標準トスルノ可否
- 三一 各營業場ヲ通シテ課税スル營業ト減免税
- 三二 物品ノ廉賣ト營業税ノ軽減

- 三三 課税標準ノ不明ト爲リタル人員

第五 相續税

- 三四 震災ト相續財産價額ノ評定
- 三五 省令ニ因ル徴收猶豫ト擔保ノ提供

第六 間接税

- 三六 間接税ニ對シ免除並ニ徴收猶豫ヲ爲ササル理由
- 三七 濃尾震災ト造石税ノ减免
- 三八 富山地方ノ配置賣藥ト印紙税
- 三九 取引所營業税ヲ免除セサル理由

四〇 引取未済ノ砂糖織物ト消費税ノ免除
 四一 消費者ノ手ニ渡ラサル以前ニ焼失シタル間税物件
 ノ造石税又ハ消費税ノ免除

一 般 的 事 項

一 問 震 災 被 害 者 ニ 對 ス ル 租 税 ノ 減 免 並 ニ 徵 收 猶 豫 ニ 關 ス
 ル 先 例 如 何

答 天 災 地 變 ニ 由 ル 災 害 ノ 狀 態 ハ 悉 ク 之 ヲ 豫 知 ス ル コ ト 難
 ク 既 定 ノ 法 規 ヲ 以 テ 之 ヲ 律 ス ル コ ト 能 ハ サ ル ヲ 以 テ 一
 般 成 規 ノ 範 圍 内 ニ 於 テ 處 理 ス ル ヲ 以 テ 足 ラ サ ル 場 合 ニ
 於 テ ハ 時々 法 律 ヲ 以 テ 之 カ 特 別 處 分 法 ヲ 設 ケ 應 急 的 救
 濟 ヲ 爲 ス 例 シ テ カ ラ ス 即 チ 明 治 二 十 四 年 十 月 二 十 八 日
 ニ 於 ケ ル 濃 尾 地 方 明 治 二 十 七 年 十 月 十 日 ニ 於 ケ ル 山 形
 縣 地 方 又 明 治 二 十 九 年 八 月 三 十 一 日 ニ 於 ケ ル 秋 田 縣 巖
 手 縣 地 方 ニ 於 ケ ル 震 災 ニ 付 テ ハ 各 震 災 地 方 租 税 特 別 處
 分 法 ヲ 設 ケ 地 價 修 正 ノ 遡 及 低 價 年 期 ノ 附 與 地 租 延 納 年

賦金ノ免除地租ノ延納酒造又ハ醬油營業者ノ未納造石
税ノ減免營業税ノ減免及徴收猶豫等ヲ爲セリ

二 問 震災ニ因ル租税ノ減免並ニ猶豫ヲ地租所得税營業税
及相續税ニ限リタル理由如何

答 今回ノ震災ハ其ノ被害最モ激甚ニシテ政治經濟ノ中樞
タル帝都ヲ焦土ト化シタルノミナラス關東ノ數縣ニ亘
リテ被害著シク其ノ經濟上ノ打撃ハ帝國全般ニ及ヒテ
甚大ナルモノアリ而シテ震災ニ因ル被害者中ニハ國稅
納税者頗ル多數ニ上リ或ハ其ノ住宅家財ヲ失ヒ或ハ資
本商品灰燼ニ歸スル等非常ノ慘害ヲ來シタルノミナラ
ズ人心ノ不安著シキモノアリ特ニ當時金融全ク梗塞シ
タルヲ以テ租税ノ賦課徴收ニ關シテモ應急的救濟手段

ヲ講スルノ必要アリト認メ非常時ノ非常手段トシテ租
税ノ徴收ヲ猶豫シ尚被害アルモノニ付テハ之ヲ免除又
ハ輕減スルコトトシタリ而シテ其ノ範圍ヲ免稅ニ付テ
ハ第三種所得税並營業税猶豫ニ付テハ地租所得税營業
税及相續税ニ限リタルハ此等ノ租税ハ其ノ税額多大ナ
ルノミナラス納税者モ亦多數ニ上ルカ故ニ納税者ノ金
融狀態ニ鑑ミ又人心ノ安定ヲ圖ル上ニ於テ特別ノ措置
ヲ執ルコト必要ナルノミナラス被害調査モ亦速カニ着
手セサルヘカテサルモノアルヲ以テ最モ緊切ナリト認
メタルモノトス

三 問 今回ノ緊急勅令ニ依レハ租税ノ減免猶豫サルヘキモ
ノハ大正十二年度分ノ租税ニ限レリ震災ノ爲經濟上非

二三三

常、打撃ヲ受ケタル被害者ニ對シ大正十三年度以降ノ租
税ニ付テハ政府ハ減免猶豫ヲ為ス必要ヲ認メサルモノ
ナルヤ

答大正十一年度分ノ租税ニ付テハ非常ノ場合ノ非常手段
トシテ納税者ノ困難ナル實狀ニ鑑ミ又人心ノ安定ヲ圖
ル必要上特別ナル租税ノ減免又ハ猶豫ヲ為シタルモ追
々人心モ安定シ秩序モ回復セルヲ以テ大正十三年度以
降ノ租税ニ付テハ之ヲ一般酌ニ減免又ハ猶豫ヲ為ス意
思ヲ有セサルモ大正十一年度ニ於テ減免猶豫シタルモ
ノ十ノ權衡上大正十三年度以降ニ於テモ仍之ヲ實行ス
ル必要アリト認メ目下夫々考慮中ニシテ何レ次ノ通常
議會ニ提案ノ見込也

四問施行勅令ヲ見ルニ租税ノ免除又ハ輕減サルヘキ種目
ハ大正十一年分第三種所得税及大正十一年分營業税第
二期分ノミニニシテ他ハ單ニ其ノ徵收ヲ猶豫セラルルノ
ミナリ政府ハ他ノ租税ニ付テハ免除又ハ輕減ノ必要ヲ
認メサルモノナルヤ

答、地租。今回ノ震災ニ因リ荒地又ハ收穫皆無地ト為リタ
ル土地ニ付テハ現行地租條例又ハ災害地地租免除法
ノ適用ニ依リ夫々救濟セラルヘキヲ以テ特ニ規定ノ
必要ナシ然レトモ震災ノ影響ニ因リ土地ノ用途ヲ變
更シタルモノ又ハ荒地ニ至ラサルモ土地ニ變動ヲ生
シ收益ノ減損著シキ土地若クハ被害激甚地ノ宅地ニ
付テハ夫々特別ノ救濟手段ヲ講スル必要アルヤ否ヤ
ニ付目下調査中ニシテ成案ヲ得タル上ハ次ノ議會ニ

四問

相當法案ヲ提出スル見込ナリ

第一種所得稅 第一種所得ノ算定方法ハ第三種所得

ノ算定方法ト異ナリ法人ノ各事業年度毎ノ實績所得

ニ對シ課稅スルモノナルヲ以テ將來震災ニ因ル被害

金額ヲ會社ニ於テ消却スル際當然其ノ年度ノ損金ニ

計算セラルヘキヲ以テ特別ニ免除又ハ輕減ヲ爲ス必

要ナシ只震災ニ依リ打撃ヲ受ケタル會社カ震災前ニ

終了シタル事業年度ノ所得即チ通常ノ狀態ノ所得稅

ヲ震災後ニ於テ納稅スルコトハ會社ノ收支ノ均衡ヲ

害シ苦痛ト認メラルヲ以テ之ニ對シテハ相當ノ延

納ノ途ヲ講シ救済ヲ爲セリ

ハ第二種所得稅 第二種所得稅ハ公社債又ハ銀行預金

等ノ利子ノ支拂ヲ受ケル際其ノ支拂者ニ於テ其ノ稅

金ニ相當スル金額丈ヲ控除シテ受取人ニ支拂フモノ

ニシテ之ニ對シ特ニ免除又ハ輕減ヲ爲ス必要ナク假

リニ其ノ必要アリトスルモ實行困難ナリ

ニ相續稅 大正十二年度ニ於テ相續稅ノ納付ヲ要スル

モノヲ分類スルニ

一 震災前ニ於テ相續ノ開始セルモノ

イ 震災前ニ於テ課稅價格ノ決定ヲ了セルモノ

α 既ニ其ノ稅金額ヲ納付セルモノ

β 未タ其ノ稅金額ヲ納付セサルモノ(稅法ニアル

年賦延納ヲ許可セラレタルモノヲ含ム)

ロ 未タ課稅價額ノ決定ナキモノ即チ震災後ニ於テ

其ノ課稅價額ノ決定ヲ要スルモノ

二 震災ニ因リ燒死壓死溺死ノ為相續ノ開始セルモノ

三、震災後ニ於テ相續ノ開始セルモノ
而シテ現行相續税法第四條ニ依レハ相續財産ノ價額
ハ相續開始ノ時ノ價格ニ依ルモノナルカ一ノ口ノ震
災前ニ於テ相續ノ開始セルモノニシテ未タ課税價額
ノ決定ナキモノニ付テハ假令其ノ相續財産カ震災ニ
依リ滅失又ハ毀損シ若クハ其ノ經濟價值カ著シク減
損シタル場合ト雖課税價額ハ震災前即チ相續開始ノ
價格ヲ以テ計算ヲ要スルコトトナリ之ニ對シテハ相
當考慮ヲ要スルモノト認メラル又ニノ震災ニ因リ相
續ノ開始セルモノニ付テハ現行相續税法第七條ノ軍
人、軍屬ノ戦死又ハ戦争ノ爲メケタル傷疾疾病ニ起因
シタル死亡ニ因リ開始シタル相續ニ對シテハ相續税
ヲ課セサルモノナルヲ以テ之ニ準シ今回ノ震災ニ因

リ直接間接ニ死亡シタル者ニ對シテハ相續税ヲ免除
又ハ輕減スヘシトノ論ナキニアラサルモ戦争ノ場合
トハ大ニ其ノ趣ヲ異ニスルカ故ニ特ニ免税ノ必要ヲ
認メス次ニ三ノ震災後ニ於テ相續ノ開始セルモノニ
付テモ其ノ相續財産ノ價額ハ震災後ニ於ケル現況ニ
依リ夫々決定スルモノニシテ特ニ考慮スルノ必要ナ
シ要スルニ相續税ニ付テハ特ニ免除又ハ輕減ヲ爲ス
必要ヲ認メス只其ノ徵收ニ付テハ相當考慮ヲ要スル
モノト認メ五年以内ノ年賦延納ヲ認メタルモノナリ

五、問施行勅令第一條ニ所謂「震災被害者」ノ範圍如何
答震災被害者トハ其ノ住居所又ハ納税地等カ同條ニ指定
スル震災地内ニ在ルト否トヲ問ハス大正十二年九月一

四五、六

日ノ震災ニ因リ損害ヲ受ケタル者全部ヲ含ムモノトス
六問「大正十二年九月一日ノ震災及損害ヲ受ケタル者ノ範
圍如何

答(イ)九月一日ノ地震ニ因リ火災ヲ生シ類焼數日ニ涉リタ
ル爲メ九月二日以後ニ於テ損害ヲ生シタルモノヲ含
ム九月一日又ハ其ノ後單獨ノ失火、放火等ニ因リ損害
ヲ生シタルモノヲ含マス但シ其ノ何レニ屬スルヤ不
明ナルモノハ震災ニ因ル被害者ト認ム

(ロ)地震ニ因リ土砂崩壊シ又ハ堤防決潰ノ爲メ被リタル
災害モ震災ノ内ニ包含セシム九月二日以後ニ於テ崩
壊シ又ハ決潰シタルモノ亦同シ

(ハ)九月二日以後ノ餘震ニ由ル災害モ九月一日ノ震災ト看做ス

(ニ)「損害ヲ受ケタル者」トハ住宅、家財、所得ノ基因タル家屋
其ノ他ノ築造物、船舶、機械、器具等及商品、原料品ノ滅失、
毀損ニ因リ直接ノ損害ヲ受ケタルモノノミニ限ルコ
ト從テ會社ノ被害ニ因リ所有株式價格ノ下落シタル
モノ又取引先ノ被害ニ因ル賣掛代金回收困難等ノ如
キ間接的ノ損害ヲ含マサルコト

七問「大正十三年以降ニ於ケル震災地ノ稅務執行特ニ所得
稅及營業稅ニ對スル方針如何

答「減免ニ關スル特別ノ法律ヲ發スルヲ要スルヤ否ヤニ付
テハ目下考慮中ナルモノ一大慘害タル震災ニ因リ經濟上
非常^{ハ打撃ヲ受ケタル}ノ事實ニ鑑ミ又其ノ復興ヲナルヘク速カナラシム
ル意味ニ於テモ將來震災地ニ對スル稅務ノ執行殊ニ利
六七八

害關係ノ密接ナル所得税及營業税等ニ付テハ充分ノ同情ヲ拂ヒ法規ノ許ス範圍ニ於テ成ルヘク寛大ノ方針ヲ以テ之ニ臨ミ萬遺憾ナキコトヲ期スヘシ

八 問 政府ハ復興事業ニ特別ノ貢獻ヲ爲ス事業ニ對シ所得税又ハ營業税ヲ免除又ハ輕減ヲ爲ス意ナキカ
答 特殊ノ産業ニ對シ租税ノ免除又ハ輕減ヲ爲シ其ノ事業ノ保護助長ヲ圖ルコトハ一應尤モノ議論ナルカ如キモ仔細ニ之ヲ研究スルトキハ元素租税殊ニ直接税ハ國民一般其ノ能力ニ應シ普遍的ニ之ヲ負擔スルコトヲ理想トシ特殊ノ者カ特別ノ待遇ヲ受クルコトハ嚴ニ避ケサルヘカラス此ノ意味ニ於テ是今ノ所復興事業ニ特別ノ貢獻ヲ爲ス事業アリトスルモ特ニ所得税又ハ營業税ヲ

免除又ハ輕減スルノ意思ナシ

第一種所得税

九問

會社カ經濟界ノ安定ヲ圖リ併セテ株主ニ對スル配當ノ平均ヲ保ツ爲メ今回ノ震災ニ因ル損害金ヲ事業年度ニ於テ消却セス一時之ヲ會社ノ資産勘定ニ据置キ利益ノ配當ヲ爲ス場合ニ於テ之尙配當所得ノ課税ヲ爲スマ

答

震災ニ因ル損害金ヲ數事業年度ニ分割シテ填補スルコトノ當否ハ商法ノ解釋ニ讓リ會社ノ事情ニ依リ實際問題トシテハ蓋シ止ムヲ得サル手段ト認ム所シテ現行所得税法ニ於テ第一種即チ法人ノ所得ノ算定ハ原則トシテ法人ヨリ申告シタル財産目録貸借對照表損益計算書等ニ基キ之ヲ爲ス之ノニシ

九

テ而之其ノ申告スヘキ決算書類ハ所得税法ノ規定ニ基キ特別ニ作成スヘキモノニ非ラスシテ商法ノ命スル所ニ依リ適法ニ確定シタルモノト同一ナラザルヘカラス故ニ其ノ決算書類ニ利益アルコトヲ表示シ且ツ株主ニ對シ利益ノ配當ヲ爲ス以上其ノ事實ニ基キ配當所得ノ課税ヲナスコトハ洵ニ當然ノコトニシテ何等疑フヘキ余地ナシ

或ハ此ノ場合會社力震災ニ因リ損害ヲ受ケ決算上利益ナキコトハ明白ナル事實ナルニ拘ラス單ニ株主ニ對シ利益ノ配當ヲ爲シタルノ故ヲ以テ此ノ所得ナキ會社ニ對シ所得税ヲ賦課スルハ課税ノ公平ヲ得サルハ勿論税法ノ精神ニ及スルモノトシ且會社ノ決算書類ノ如キハ所得税法ノ上ニ於テハ

單ナル参考的書類ニ過キス宜シ^{（控訴）}命スル所ニ依リ會社ノ實情ヲ精査シ課税ヲ決スヘキモノナリトノ論アル之一面ニ於テハ利益アルコトヲ表示シ他面ニ於テハ缺損ナルコトヲ表明スルカ如キコトヲハ到底首肯シ難キ議論ナルノミナラス會社ヨリ申告スヘキ決算書類ハ所得金額ノ算定上唯一ノ基礎的書類ニシテ單ニ参考的ノ書類トスフヘカラス

故ニ此ノ基礎的決算書類ニ利益アルコトヲ表示シ且ツ株主ニ對シ利益ノ配當ヲ爲ス以上之ニ對シ配當所得ノ課税ヲナスハ勿論ニシテ何等違法ノ處分ニアラス依リニ一歩ヲ譲リ會社ノ作成シタル決算書類ハ單ニ参考的書類ニ過キストシ總益金及総損金又ハ會社ノ資産負債ノ全般ニ涉リ状稅官廳ニ於

于調査ニ所得金額ヲ決定スルコトヲ具テリトスル
マズノ如キハ申告税タル現行所得税法ノ精神ヲ根
本的ニ覆シ又余リニ嚴重ナル法規ノ監督ノ下ニ作
成セラルヘキ會社ノ決算ヲ無視スルモノト云ハサ
ルヘカラス

註 震災ニ因ル損害金ノ填補方法

- イ 其ノ事業年度ノ利益ヲ以テ填補スルモノ
- ロ 従來ノ積立金ヲ以テ填補スルモノ
- ハ 資本ノ無償切下ケヲ爲シ之ニ依リテ得タル
利益ヲ以テ填補スルモノ
- ニ 發存資産ノ評價増ヲ爲シ之ニ依リテ得タル
利益ヲ以テ填補スルモノ
- ホ 救事業年度ニ分割シテ填補スルモノ

ハ以上ノ各種ヲ併セ行ヒ填補スルモノ

一〇問 震災前ニ終了シタル事業年度ノ所得ニ對スル第

- 一 種所得税ハ五年以内ノ延納ヲ許可ストアルカ
- 右ハ年賦延納ヲ許可スルモノト解スヘキヤ
- 答 一時拂年賦延納何レモ許可スルモノナリ

第三種所得税

一一問

「自己所有ニ係ル其ノ住宅」ノ意義如何

答

「自己所有ニ係ル其ノ住宅」ノ意義ハ左ノ如ク鮮
スルモノトス

(1) 必スシモ所有名義ニ拘ラス事實自己又ハ同

居ノ戸主若クハ家族ノ所有ナルトキハ之ヲ

自己ノ所有トシテ取扱フコト

(2) 自己ノ居住スルモノナル以上ハ必スシモ其

ノ生活ノ本據タルヲ要セス從テ二個以上ノ

住宅ト雖之ヲ認ムルコト但シ此ノ場合ニ於
テハ損害カ過半ナリヤ否ハ全額ヲ通シテ認
定ス

(ハ)別荘等ニシテ自己ノ常住セサルモノハ自己
ノ住宅ト認メス

(ニ)倉庫、物置、離座敷、書齋、應接室、等住宅附属ノ建
物ハ全部住宅ト看做スコト

一二問 「家財」ノ範圍如何

答 「家財」トハ生活上必要ナル衣類、裝身具、家具、什器、
書籍等ヲ指シ生活ノ必要ヲ起スル書畫、骨董又

ハ娯樂品ヲ含マサルモノトス

一三問 施行勅令第二條又ハ第三條「住宅」又ハ家財ノ過
半ノ意義如何

答 「住宅」又ハ家財ノ過半トハ住宅ノミノ過半モ家
財ノミノ過半モ包含シ其ノ過半ナリヤ否ハ大
體ノ價格ニ依リ認定スルモノトス

一四問 施行勅令第三條ノ「前條」ニ該當セサルモノニハ
所得金額一萬圓以下ニシテ住宅又ハ家財ノ損

失カ過半ニ達セサルモノト所得金額一萬圓ヲ
超ユルモノ全部ヲ包含スルモノナルヤ

答 然リ

一五問

施行勅令第三條第一項第一號ノ「所得ノ基因タ
ル物件」ハ所得金額算出ノ基本トナリタルモノ
ノミヲ指スモノナルヤ

答

否所得金額算出ノ基本トナリタル物件ノミナ
ラス例ヘハ營業者ノ營業場醫師辯護士等ノ事
務所病院及其ノ附属ノ器具機械等ヲモ包含ス

ルモノトス

一六問

施行勅令第三條第一項第一號ノ商品原料品等
ハ自己ノ占有スルモノノミヲ指スヤ

答

否自己カ占有スルモノノミナラス倉庫業者運
送業者等ニ依託中ノモノト雖モ自己ノ所有ス
ル商品ノ滅失毀損シタルモノ全部ヲ包含スル
モノトス

一七問
一六、一八

損喪見積金額ハ何時ノ價格ヲ標準トシテ算出

スルモノナルヤ

答

滅失又ハ毀損シタル物件ノ震災當時ノ時價ニ依リ計算スルモノトス但シ其ノ滅失毀損ニ因リ受クル所ノ保険金ハ之ヲ損見積金額ヨリ控除スルモノトス

一八問

施行勅令第三條第一項第二號ノ甲乙丙ノ区分ノ標準ニ付キ何等ノ稅務官廳ニ示シタルモノナルヤ

答

甲乙丙ノ分界ニ付テハ大體左ノ標準ニ依リ其

分界ニ付テハ大體左ノ標準ニ依リ其ノ分界不鮮明ナルモノニ付テハ成ルヘク寛大ノ取扱ヲ爲スコトニ各稅務監督局長ニ通牒ヲ發セリ
甲、住宅又ハ家財ノ五割以上ノ損害ヲ受ケタルモノ
乙、同三割以上ノ損害ヲ受ケタルモノ
丙、同三割未満ノ損害ヲ受ケタルモノ

一九問

施行勅令第三條第一項第二號ノ甲乙丙ヲ適用シタル各場合ニ税金ハ如何ニ減少スルヤ例ヲ以テ説明セラレタシ

答

所得金額十萬圓ノモノヲ例トスレハ左ノ如シ

元決定所得額

一〇〇,〇〇〇円

税額 一四,九六六円

甲ヲ適用シタル場合

四四,〇〇〇

税額 四九,六六六(六割七分減)

乙ク

八一,〇〇〇

シ 一,三五六(三割四分減)

丙ク

九四,〇〇〇

ク 一,三八二六(八分減)

所得金額五萬圓ノモノヲ例トスレハ左ノ如シ

元決定所得額

五〇,〇〇〇円

税額 五,八六六円

甲ヲ適用シタル場合

一四,〇〇〇

ク 九二一(八割四分減)

乙ク

三六,〇〇〇

ク 三,七六六(三割六分減)

丙ク

四四,〇〇〇

ク 四,九六六(二割五分減)

二。問

施行勅令第三條第一項第二號ノ甲、乙、丙ノ區分

ニ付キ住宅ト家財トノ損害ノ割合ヲ異ニスル

モノハ如何

答

住宅ト家財トヲ各別ニ適用スルモノニ非サル

ヲ以テ住宅又ハ家財ノ内損害割合ノ多キ一方

ニ依リ定ムルモノトス

二。問

施行勅令第三條第一項第三號ノ收入ノ大部分

トハ如何ナル程度ノモノナルマ又控除スヘキ

所得金額中勤労所得ニ在リテハ所得税法第十

五條ノ規定ニ基クニ割又ハ一割ヲ控除シタル

金額ナルマ

答

収入ノ大部分トハ大體同期間ニ於ケル所得ノ三分ノニ以上ヲ得ルコト能ハサルニ至リタルモノヲ謂ヒ又控除スヘキ所得金額ハ二割又ハ一割ヲ控除シタルモノナリ

二二問

施行勅令第三條第三項ノ規定ニ依ル選擇ヲ爲ササルトキハ第一號又ハ第二號ノ何レヲ適用スルヤ

答

控除金額ノ多額ナル一方ヲ適用スルモノトス

二三問

所得税法ニ依ル所得ノ減損更訂ノ請求ヲ爲スモノニハ震災ニ因ル減免ノ規定ヲ適用セストアルカ震災ニ因ル減免ヲ爲シタル方納税者ニ對シ利益ナル場合ニ於テモ尚之ヲ爲ササルヤ

答

震災ニ因ル減免ヲ利益ナリト認ムルトキハ相當注意ヲ喚ヘテ申請ヲ更正セシムル方針ナリ

二四問

所得金額又ハ課税標準ノ不明トナリタルモノニ付テハ所得又ハ營業稅調査委員會ニ諮問シテ之ヲ確定ストアルカ之ヲ關シ特別ニ調査委員會ヲ開會スルモノナルヤ

答

所得金額又ハ課税標準ノ不明トナリタルモノ
ハ七五、〇〇〇人位(多少異動アルヘシ)ニシテ而
モ其ノ大部分ハ免税ト爲ルモノナルヲ以テ別
段調査委員会ヲ開会セス大正十三年分所得又
ハ營業税調査委員会ニ諮問スル考ナリ

二五問

所得調査委員又ハ營業税調査委員若ハ其ノ補
闕員ニシテ納税義務ヲ有セサルニ至リタルト
キハ其ノ職ヲ失フ規定ナルカ今回ノ减免税ノ
規定ニ因リ納税義務ヲ有セサルニ至リタルト
キニ於テモ仍其ノ職ヲ失フモノナルヤ

答

現行法ノ解釋上减免税ノ規定ニ因リ納税義務
ヲ有セサルニ至リタル者モ當然其ノ職ヲ失フ
モノト認ムルカ之ニ付テハ次ノ議會ニ特別ノ
救済法案ヲ提出スル考ナリ

二六問

所得税納税者中所得金額一萬圓以下ノ人負ハ
總納税人負中何割合ナルヤ

答

東京府九割五分神奈川縣九割七分位ナリ

二七問

二六、二七

震災ニ因リ大正十二年分第三種ノ所得金額ノ

不明トナリタルモノハ大凡何程ナルヤ

答 東京府二五〇〇〇人 神奈川縣四〇〇〇人(多少
異動アルヘシ)ナリ

營業稅

二八問 施行勅令第七條第一項第一號ニ掲ケラレタル物
件ハ自己所有ノモノニ限ルマ

答 否之等ノ物件ハ自己ノ所有ナルト他人ノモノナ
ルトハ拘ヲス適用スルモノトス

二九問 施行勅令第七條第一項第一號ノ「全部スハ大部
分」ハ各種目毎ニ認定スルモノナルヤ

答 否家屋其ノ他ノ築造物船舶機械器具等固定資本
二八、二九三〇

ノ全體ヲ通シテ之ヲ認定スルモノトス

二〇問

施行勅令第七條第一項第二號ノ商品及原料品ノ損害程度ニ依ル免稅ハ震災當時有ニタル商品又ハ原料品カ特ニ平常ニ比シ多額ナリシモノト否
ラサルモノトハ問ニ非常ニ不權衡ヲ生スルモノト認メラルルカ如何

答

大正十二年分營業稅第二期分ノ免稅ニ付テハ大體ノ標準ヲ固定資本又ハ流動資本ノ大部分ヲ失ヒタルモノニ限リタルモノニシテ其ノ結果多少ノ不權衡ヲ生スルモ止ムヲ得ス所シ其ノ結果ニ於テ甚シキ不權衡ヲ生スルモノトハ認メス

三一問

施行勅令第七條第二項ノ但書ニ依ルトキハ營業稅法第十五條第二項ノ規定ニ依リ合算シテ營業稅ヲ課シタルモノニ付テハ各營業場ヲ通シテ免稅規定ヲ適用ストアルカ斯ル場合ニ於テハ被害ヲ蒙リタル營業場ニ於スル稅額ヲ見積リ分割シ免稅規定ヲ適用セサレハ各別ニ營業稅ヲ課稅サレタルモノトハ問ニ權衡ヲ得サルニ付テハ

答

營業稅法第十五條第二項ノ規定ニ依リ合算課稅ヲ爲スハ之等ノ營業者ハ各營業場ノ間ニ資本ノ區分ナク其ノ經濟關係ハ共通的ノモノニシテ嚴格ニ各營業場所屬ノ資本ヲ區分スルコトヲ得サルニ依ル故ニ資本ノ大部分ヲ失ヒタルモノニ

其ノ營業者ノ全體ヲ通シテ計算セサレハ判定シ
難シ

三二問

政府ハ今回ノ震災ニ方リ食料品其ノ他生活上ノ
必需品ヲ廉賣スルモノニ対シ營業稅ヲ免除スハ
輕減スル意ナキカ

答

現在公設ノ廉賣市場ニ於テ物品ノ販賣ヲ爲ス者
ニ対シテハ營業ノ状況及利益歩合ノ多少等ヲ考
慮シ適當ナル斟酌ヲ爲シ居レリ併シナカラ極端
ナル斟酌ヲ爲スコトハ他ノ一般同業者トノ權衡
ヲ考ヘサルヘカラサルヲ以テ之ヲ避ケ居レリ

而シテ坊間奉仕的賣買ト稱シ或ハ原價提供ト稱
シ物品ノ廉賣ヲ爲ス者アルモ其ノ中ニハ隨分如
何ハシキモノナキニアラサルヲ以テ單ニ廉賣ヲ
標榜シタル一事ヲ以テ直ニ課稅上特別ノ斟酌ヲ
爲スコトハ反テ負擔ノ公平ヲ奈ル恐アリ故ニ其
ノ範圍ハ現在通公共團體又ハ公益法人ノ經營ス
ル市場以外ニ擴張スルノ意思ヲ有セス

三三問

震災ニ因リ大正十二年分營業稅課稅標準ノ不明
ト爲リタルモノ大凡何程ナルヤ

答

東京府三六五〇〇人神奈川縣一〇〇〇〇人(多
少異動アルヘシ)ナリ

相続税

三四問 震災前ニ於テ開始シタル相続ニ對スル相続税ノ
 課税價額ヲ震災後ニ於テ決定スル場合ノ相続取
 産價額ノ評定方法如何

答 現行相続税法ニ於テハ相続財産ノ價額ハ相続開
 始ノ時ノ價格ニ依ルトアルモ今回ノ震災ニ因リ
 相続財産カ減失又ハ毀損シ若クハ其ノ經濟價值
 カ著シク減損シタルモノニテハ相続開如ノ
 時即チ震災前ニ於ケル價格ヲ以テ之ヲ評定スル
 コトハ適切ナラスト認メテルルヲ以テ之等ノ向
 ニ對シテハ被害ノ状況及納税者個々ノ事情ヲ天

々々參酌ニ適當ナル斟酌ヲ爲シ相續財產ト負擔力ノ調和ヲ圖ル見込ナリ

三五問

現行相續税法ニ於テハ稅金額百圓以上ナルトキハ相當担保ヲ提供シ五年以内ノ年賦延納ヲ求ムルコトヲ得ルモノナルカ今回ノ徵收猶豫ニ關スル省令ニ於テ之五年以内ノ延納ヲ許可ストアリ省令ニ依リ延納ヲ求ムル場合ハ担保提供ヲ要セサルマ

答 然リ

間接稅

三六問

間接稅ニ對シ免稅並徵收猶豫ノ規定ヲ設ケサル理由如何

答

(1) 酒稅並醬油稅ニアリテハ災害ノ爲酒類又ハ醬油

等七失シ又ハ廢業ニ屬シタル場合ニ於テハ其ノ

遺石稅ヲ免除スルノ規定現行税法中ニアリ又被

害調査中ハ國稅徵收法ニ依リ徵收ヲ猶豫スルコ

トヲ得從テ此際特ニ規定ヲ要セサルモノトス

(ロ) 織物消費税、砂糖消費税ハ製造場ヨリ課税物件
引取ノ際納税スヘキモノトス從テ製造場ヨリ引
取前ニ於テ物件カ減失シタル場合ニ於テハ當然
課税セラレサルカ故ニ免税ノ問題ヲ生スルコト
ナシ

(ハ) 酒類又ハ醬油カ倉出後ニ於テ減失シタル場合ニ
於テ免税スヘントノ説ナキニアラサルモ事實ノ
確認困難ニシテ到底実行不可能ナリ強テ免税ス
トセハ却テ不公平ナル結果ヲ示スノ虞アリ

(ニ) 酒税、織物消費税、砂糖消費税等ニ付被害アル
モノニ付テハ徴收猶豫ノ途ヲ閉シヘント提唱ス
ル者アルモ現行法ニ於テ酒造税ノ如キハ査定后
十七箇月ニ亘リ納付スルコトトナリ居リ織物税
ハ三箇月砂糖税ハ六箇月ノ徴收猶豫ヲ爲シツツ
アリ之レ以上猶豫スルノ必要ナント認ム尤モ事
實納税困難ナル者ニ對シ帶納處分上多少ノ苦心
ヲ爲スコトハ時宜ニヨリ必シモ不可ナラスト認

三七問

濃尾震災ニ於ケル租税特別處分法ニ依レハ營業用ノ建物等ニ損害ヲ受ケタル酒造又ハ醬油營業者ニ對シ震災前査定済ニ係ル未納造石税ヲ減免ストアルニ今回ノ緊急勅令ニナキ理由如何

答

濃尾震災當時ニ在リテハ租税ノ制度未ク完カラスシテ直接税間接税ノ區分明ナラス造石税ノ如キモ單純ナル消費税ヲ以テ目スヘカラサルニ似タリ從テ此件ノ如キ場合ニ於テモ免税ニナルモノナリ

爾來吾邦ノ租税制度ハ幾多ノ沿革ヲ經テ漸次完備シ造石税ハ言フ迄モナク純然タル消費税ノ性質ヲ有スルカ故ニ課税物件其ノ物カ廢棄、亡失ニシル場合ニ於テ租税ヲ減免スルハ妥當ナルモ營業用ノ建物等カ損害ヲ受ケタリトテ造石税ヲ減免スルハ理由ナシ

三八問

富山地方ニ於ケル賣藥販賣ノ慣習ナル配置賣藥カ今回ノ震災ニ因リ滅失シタル場合ハ其ノ貼用印

三七、三八

紙ハ還付セラルルヤ

答

現行法ノ下ニ於テハ還付ノ途ナシトス若シ立法手
段ニ因ルコトトセハ權衡上(一)震災地賣藥營業者茲
同請賣業者ノ店舗ニ於テ焼失セシモノ(二)全国各地
ヨリ震災地請賣業者等ニ回送中焼失セシモノ等ニ
對シテモ均シク還付セサルヲ得ヘキカ此ノ如キ場
合ニ在リテハ燒失ノ事實確認頗ル困難ニシテ實
行上種々弊害ノ伴フヘキ惧アリ

三九問

震災ニ罹リタル取引所ノ取引營業稅ヲ免除セサル
理由如何

答

取引所營業稅ハ一般營業稅ト異ナリ取引所ノ實收セル
手数料ニ對シテ賦課スルモノナリ即チ取引所力賣
買者ヨリ徴收スル手数料中ニハ之ニ相當スル金額
ヲ豫メ加算シアリ若シ強テ之ヲ減免スルニ於テハ
取引所ニ不當ノ利得ヲ得セシメ負擔軽減ハ全ク無
意義ニ了ルヘキニ因ル

四〇問

査定済ニ係ル砂糖、織物カ事实上製造場ヨリ引取
シレスシテ木夕製造場内ニ在リシ場合ニ於テ其ノ
砂糖、織物カ震災ニ因リ滅失シタルコトノ明ナル
モノハ消費税ヲ免除スルヤ

答

現行砂糖及織物消費税法ハ砂糖又ハ織物ヲ製造場
又ハ保税地域ヨリ引取ルトキ其ノ引取人ヲ以テ
納税義務者トシ徴收スルヲ原則トセリ右立法ノ趣
旨ハ引取ヲ爲サムトスル者ハ納税后ニアラサレハ

其ノ課税物件ヲ自由ナル處分ヲ爲シ得ヘキ状態ニ
置クヲ許ササルモノト解スルヲ相當トスヘク從テ
事实上査定(納税)手續ト引取行為トハ其ノ間多少
ノ期間存在スヘキモノナルカ故ニ査定手續ヲ完了
シテ事实上ノ引取行為ヲ果ササルニ先テ天災其
ノ他己ムラ得サル事故ノ發生ニヨリ其ノ物件ノ引
取ヲ爲シ能ハサルニ至リタル場合ニ於テハ納税者
ノ申告ニ依リ事实上滅失シタルモノト認め得ヘキ
モノニ限り其ノ査定處分ヲ取消シ消費税ノ免除ヲ

ナスモ敢テ不當ニアラスト認ム

四一問

酒類、醬油、砂糖、織物等課税済物件カ製造場ヲ
離レ消費者ノ手ニ渡ラサル以前ニ於テ滅失シタル

コトノ明ナルモノハ造石税又ハ消費税ヲ免除スル

ヤ

答

現行税法ニ於テハ製造場ヲ離レタル課税済物件ノ
滅失シタル場合ニ於ケル免除規定ナレ(別紙参照)

然ルニ製造場ヲ離レタル課税済物件ニシテ今日ノ

震災地ニ於テ滅失シタル酒類、醬油、砂糖、織物

等ハ間接消費税ノ本質ヨリ論シ其ノ消費税之ヲ

免除スヘントノ説アルモ若シ之ヲ免除スルコトト

セハ別途ニ特別法規ヲ制定セサルヘカラス

仮リニ特別法規ヲ制定シ免除スルコトトスルニ製

造場ヲ離レタル課税済物件ニシテ輸送中ニ係ルモ

ノ仲継業者又ハ小賣業者等ノ手ニ在リテ滅失セ

シモノ其ノ他苟クモ消費者以外ノ者ノ所持ニ係ル

モノニシテ減失シタルモノハ悉ク之ヲ免除セサレ
ハ理論上不権衡ナリ斯クテハ現行法カ徴税ノ便
宜ヲ顧慮シ最モ課税ノ衡平ヲ期スルト認メ生産者
又ハ引取者ヲ以テ納税義務者トシ其ノ納メタル租
税ハ課税品ノ價格ニ附加シ以テ消費者ニ轉嫁セシ
メ課税ノ目的ヲ達セムトスル現行制度ヲ根本ヨリ
破壊スルコトトナルノミナラス震尺地ニ於ケル減
失数量確認上頗ル困難ナルヲ以テ反テ不衡平ナル
結果ヲ来スノ虞アリ

震災地方租税特別處分法

(明治二十五年六月十五日法律第一號)

第一條 本法ハ三重縣愛知縣滋賀縣岐阜縣及福井縣
ニ依リ明治二十四年十月二十八日ノ震災ニ因リテ
生シタル損害ニ適用ス

第二條 水源涸渴水路破滅等ノ爲地目ヲ變換シ地價
ヲ修正シタル土地ハ明治二十四年分ヨリ修正地價
ニ依リ地租ヲ徵收ス

第三條 荒地ニ至ラサルモ土地ニ變動ヲ生シタル爲
又ハ其ノ餘害ヲ受ケタル爲收利ノ減損甚シキ土地
ハ其ノ實況ニ依リ明治二十四年ヨリ十年以内ニ割
以下ノ低價年期ヲ附與スルコトヲ得

第四條 過半ノ家屋燒失若ハ壞倒シ營業ノ形狀容易

ニ同復シ難キ市街若ハ市街ニ準スヘキ部落ハ其ノ
實況ニ依リ明治二十四年ヨリ七年以内七割以下ノ
低價年期ヲ其地ノ宅地ニ附與スルコトヲ得

第五條 第三條第四條ノ低價年期明ニ至リ原地價ニ
復シ難キモノハ其地ノ現況ニ依リ地價ヲ修正スル
コトヲ得

第六條 地租條例第二十條又ハ本法第二條第三條ノ
處分ヲ爲シタル土地ニ係ル地租延納年賦金ハ之ヲ
免除ス

第七條 居住家屋ノ燒失又ハ其ノ他ノ損害ヲ受ケタ
ルモノハ被害ノ景況ニ依リ明治二十四年分地租未
納金ハ明治二十五年ヨリ三年以内延納ヲ許スコト
ヲ得

第八條 酒造又ハ醬油營業者ニシテ營業用ノ建物燒
失壞倒若ハ火破シタルモノハ其ノ實況ニ依リ震災
前檢査済ニ係ル未納造后稅ヲ減免スルコトヲ得

第九條 醬油菓子賣藥烟草度量衡ノ營業者ニシテ營
業用建物燒失壞倒若ハ火破シタル者ハ其ノ實況ニ
依リ左ニ掲クル稅金ニ限り減免スルコトヲ得

一菓子製造稅度量衡稅ハ明治二十四年後半年分ノ
稅金

一醬油營業稅菓子營業稅賣藥營業稅烟草營業稅ハ
明治二十五年前半分ノ稅金

第十條 本法ニ依リ損害取調中ハ其ノ租稅ノ徵收ヲ
猶豫ス

第十一條 本法ノ施行ニ關シテハ訴願又ハ行政訴訟ヲ

振起スルコトヲ得ス

第十二條 亦法ニ依リ處分ヲ受ケントスルモノハ明治二十五年八月三十一日マテニ申出ヘシ若此ノ期限外ニ申出サル者ハ本法ノ處分ヲ受ルコトヲ得ス

震災地方租税特別處分法施行方心得

(明治二十五年六月十八日大藏省達ニ。ニ號)

第一條 處分法第二條ノ土地ハ左ニ掲ケル如キ被害

ニ依リ地目ヲ變換シ地價ヲ修正シタルモノトス

一 灌溉ノ用ニ供シタル湧水ノ絶止シタル爲メ水掛ノ用ヲ失ヒタルモノ

二 水路ノ崩壞陥起、陥落等ニ依リ之ヲ修理改設スルノ途ナク又ハ修理改設スルモ得失相償ハスシテ灌溉ノ用ヲ失ヒタルモノ

第二條 處分法第三條ノ土地ハ左ニ掲ケル如キ被害

ニ依リ收利ノ減損平年ノ凡ソ三割以上ニ及ブモノトス

一 耕地ニ冷水ヲ湧出若クハ滲出シ容易ニ之ヲ防遏

スルコト能ハサルモノ

二土地ノ陥落、膨起、傾斜等ノ為メ排水又ハ灌溉ノ利便ヲ害シ容易ニ回復シ難キモノ

三下流土地ノ膨起又ハ隣接地ノ變動ニ依リ水持ヲ悪クシ又ハ湿地ト為リタルモノ

三三條 處分法第四條ノ市街及ヒ市街ニ準スヘキ部落ハ左ノ區別ニ依ルモノトス

一市街ハ地租條例第三條ノ市街宅地ニ屬スル土地トス

二市街ニ準スヘキ部落ハ連擔一市街ヲ為シ地價ノ調定方市街ニ準シタル土地トス

第四條 處分法第三條ノ土地ハ其ノ地主ノ協議ヲ以テ一町村内毎地被害ノ厚薄ト收利減損ノ程度トニ

從ヒ其ノ等級ヲ設ケ地方廳ニ申出サシムヘシ

第五條 處分法第四條ノ土地ハ其被害ノ厚薄ト營業ノ景況回復ノ難易トニ由リ前條ノ手續ヲ為サシムヘシ

第六條 縣知事ハ管内被害ノ實況ヲ通觀シ適宜ノ市

町村ニ就キ被害ノ厚薄等彼此ノ權衡ヲ調査シテ其景モ甚シキモノヲ以テ一等トシ之ニ次クモノヲ以

テ順次等差ヲ設ケ其ノ毎等ノ模範地ヲ撰定シ之ニ對スル低價及年期ノ程度ヲ立テ處分上之ニ準據シ

平衡ヲ保タシムヘシ
第七條 處分法第七條ノ延納ハ縣知事ニ於テ其ノ年限又ハ年賦ノ割合ヲ定ムヘシ

同條居住家屋燒失外ノ損害ヲ受ケタルモノハ左ノ

ムル所ニ依ルヘシ

一 居住家屋倉庫ノ壊倒又ハ倉庫ノ焼失シタルモノ

ニ 居住家屋倉庫ノ損傷過半修理ヲ加ヘサレハ復舊

シ難キモノ

三 溜水其ノ他一時ノ被害ニ依リ土地ノ作毛平年ノ

凡四分一以上減損シタルモノ

四 前各項ノ外被害ニ依リ納税シ能ハサルモノ

第八條 處分法第八條第九條ノ減免ハ縣知事ニ於テ

左ノ區別ニ依リ被害ノ厚薄ヲ調査シ其ノ等差ヲ立

テ之ヲ處分スヘシ

一 製造場貯藏場販賣場其ノ他營業ニ用フル建物ノ

焼失若クハ壊シタルモノ

ニ 前項建物ノ損傷過半修理ヲ加ヘサレハ復舊シ難

キモノ

第九條 縣知事ハ關係諸縣ト第六條摸範地ヲ交互對

照シテ各其ノ順位ヲ定メ其他各條ノ處分上協議ヲ

遂ケ彼此ノ權衡ヲ保タシムヘシ

第十條 處分法第三條第四條第五條及第八條ノ處分

ハ知事ニ於テ調査ノ上大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十一條 處分法第二條第六條第七條第九條及第十

條ニ依リ縣知事ニ於テ其處分ヲ了シタル時ハ要領

ヲ具シ大藏大臣ニ報告スヘシ

勅令第四百十一號(大正十二年九月十二日公布)

政府ハ震災ノ影響ニ因リ必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依
リ期間ヲ指定シ生活必需品竝土木又ハ建築ノ用ニ供スル器具、
機械及材料ノ輸入税ヲ低減又ハ免除スルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第四百十七號 (大正十二年九月十七日公布)
 大正十二年勅令第四百十一號ニ依リ大正十三年三月三十一日迄關稅定率法別表輸入稅表中
 本令別表記載ノ物品ノ輸入稅ハ之ヲ免除シ貨物自動車以外ノ自動車並其ノ部分品及原動力
 機ノ輸入稅ハ之ヲ半減ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別表)

輸入稅表番號	品 名
二三	大 麥
一六	小 麥
二二ノ内	豆 類
五二ノ内	一 大豆
	鳥獸肉及魚介類

一五三
 一五六
 一六六
 一七二ノ内
 一八一ノ二
 一八二
 二〇〇
 二〇一
 二〇二
 二〇七
 二〇八
 二二三
 二二四
 二二六ノ二
 二二九ノ内

硝 酸
 硝 石 酸
 重 炭 酸 鈣 鹽
 サリチール酸曹達シオプロミン
 過 酸 化 水 素
 明 礬
 クロロフォルム
 ヨードフォルム
 乳 類
 アンチピリン
 サントニン
 炭酸タレオソート
 炭酸アヤコール
 ベブシン
 チカールン

五三ノ内
 五五
 五六
 一一二ノ内

二 糖 類、糖 類 又 ハ 密 結 ノ モ ノ
 三 其 ノ 他
 甲 ツーセージ
 乙 ハム及ベーコン
 丙 鱈 肉
 丁 鱈 魚
 戊 鱈 魚
 バター及ギ
 コンデンスドミルク
 インフアクトワイド
 糖 油
 二 其ノ他(動物性ノ油及脂、石鹼等ヲ含有スル油類ヲ含ム)
 攝氏十五度ニ於ケル比重
 甲 〇・七三〇ヲ超エサルモノ
 乙 〇・七三〇ヲ超エサルモノ
 丙 〇・七三〇ヲ超エサルモノ
 丁 〇・七三〇ヲ超エサルモノ
 戊 〇・七三〇ヲ超エサルモノ
 己 〇・七三〇ヲ超エサルモノ
 庚 〇・七三〇ヲ超エサルモノ
 辛 〇・七三〇ヲ超エサルモノ
 壬 〇・七三〇ヲ超エサルモノ
 癸 〇・七三〇ヲ超エサルモノ
 子 〇・七三〇ヲ超エサルモノ
 丑 〇・七三〇ヲ超エサルモノ
 寅 〇・七三〇ヲ超エサルモノ
 卯 〇・七三〇ヲ超エサルモノ
 辰 〇・七三〇ヲ超エサルモノ
 巳 〇・七三〇ヲ超エサルモノ
 午 〇・七三〇ヲ超エサルモノ
 未 〇・七三〇ヲ超エサルモノ
 申 〇・七三〇ヲ超エサルモノ
 酉 〇・七三〇ヲ超エサルモノ
 戌 〇・七三〇ヲ超エサルモノ
 亥 〇・七三〇ヲ超エサルモノ

二七二
二七三
二八三
二九八
三〇一の内

ビラミドシ
タンナルビン
車東糖オレフィン
イヒチオール
糖質コデイン
オ、イヒニン
クレンソット
酸質セリウム
重酒石酸カリウム
クレオソール油(コイルタール製モノ)
綿 絲
綿絲及長十メートルノ重量三グラムヲ超エサル綿絲
毛 織 絲
綿 織 物
毛織物及毛織衣類物(天童絨、ブラッシュユ其ノ他ノバイル織物ヲ除ク)

二二六
三四六の内

ブランケット(軍製モノ)
肌衣(上下ヲ別タス)

三五五の内

一 メリヤス製モノ
甲 綿製モノ
乙 毛製又ハ毛織製モノ
靴其他ノ履物

三六〇の内
三六三
三六四

一 長 靴
甲 革製モノ
乙 織製モノ
二 短 靴
甲 革製モノ
四 護脚製履靴
別紙ニ掲ケサル衣類一ノ内洋服
筆記用紙
圖書用紙

三六九
四〇九ノ内

壁 紙

スレート及別張ニ掲ケサルスレート製品

二 其ノ他

甲 研磨セサルモノ又ハ彫刻セサルモノ

イ 履 背 用 板

ポルトランドセメント、ローマンセメント、プゾラナセメント其ノ他類似ノ水硬

セメント

煉瓦(セメント製ノモノヲ除ク)

二 其ノ他

瓦(粘土製ノモノ)

硝子 板

一 無色平面ノモノ

三 有色、著色又ハ砂磨ノモノ(條付ノモノ、エンボウスシタルモノ

其ノ他類似ノモノヲ除ク)

四 條付ノモノ、エンボウスシタルモノ其ノ他類似ノモノ

四三二

四三六ノ内

四三七

四四四ノ内

四四五
四六二ノ内

金属ノ線又ハ網ヲ入レタル硝子板

線

二 條及字(アー形、アングル形等ノ形状ヲ有スルモノヲ含ム)

三 ワイヤロッド(巻キタルモノ)

四 板

甲 金属ヲ鍍セサルモノ

甲ノ三 其ノ他

イ 厚〇、七ミリメートルヲ超エサルモノ

ロ 其ノ他ノ内厚十ミリメートルヲ超エサルモノ

乙 卑金属ヲ鍍シタルモノ

乙ノ一 錫鍍シタルモノ(亜鍍及亜鍍)

乙ノ二 電鍍シタルモノ(板形ト否トヲ別タス)

五 鋼

十一 筒及管(別張ニ掲ケサルモノ)

釘、リベット、螺絲釘、社社螺絲釘類(貴金属ヲ用キタルモノ又ハ貴金属ヲ鍍シタ

四八二
四八三
四八四ノ内
四九二
四九三
四九四
四九六
五一四
五一五

ルモノヲ除ク)

一 鐵釘

三 鐵線釘

五 鐵釘、鐵線釘及ワラシヤ

六 鐵リベット

鉄道建設用材料(別號ニ掲ケサルモノ)

電線支柱及電線支架用材料(別號ニ掲ケサルモノ)

家財、船艇、船艇等(船艇ヲ除ク)ノ建設材料(別號ニ掲ケサルモノ)

コツク及ゾアルゴ類(貴金屬ヲ用キタルモノ又ハ貴金屬ヲ鍍シタルモノヲ除ク)

鑲嵌、ハットフック及戸、窓、家具等ニ用キル金具(貴金屬ヲ用キタルモノ又ハ貴

金屬ヲ鍍シタルモノヲ除ク)

鎖及鎖(貴金屬ヲ用キタルモノ又ハ貴金屬ヲ鍍シタルモノヲ除ク)

工匠具、農具及同部分品(別號ニ掲ケサルモノ)

ストロウ及同部分品

ラヂエートル

十

五三九
五四〇
五四三
五四四
五五九
五六三ノ内
五六四ノ内
五七七ノ内
五八三
五八八
五八九
六一二ノ内

瓦 斯 計

水 量 計

アンペアメーター及ヴォルトメーター

ワットメーター

電信機、電話機及同部分品(別號ニ掲ケサルモノ)

貨物自動車

貨物自動車ノ部分品(原動力機ヲ除ク)

貨物自動車ノ原動力機

クレーン

縫衣機

縫衣機部分品及附屬品(針ヲ除ク)

木 材

一 單ニ切り、挽キ又ハ割リタルモノ(花梨木、漆刀木、紫檀木、紅木等類及

黒檀ヲ除ク)

二 其 ノ 他

十一

減免及猶豫額概算		
所得税ノ免除見込額	一三〇・二五	千円
營業税	一〇・五二三	
第一種所得ノ定納見込額	二九・五三四	
第三種	一三〇・二五	
地租	一・六九六	
相續税	二九・七六	
免除	二二・五四八	
定納	四六・二二一	
合計	六八・七六九	

国税課
名古屋税務監督局

六一六
六一七

丁 其ノ他ノ内 本課凡
木 炭
タドムエルト、タドドベーパー其ノ他類似ノモノ(船背、船底等ニ用ルルモノニシテ
テタール、アスファルト、樹脂等ヲ指シタルモノ)

十一